

部長名	財政部長
-----	------

部のミッション
持続可能な行財政運営の実現
部のビジョン
人口減少・少子高齢化の同時進行など、八王子市の財政を取り巻く社会経済状況が日々変化していく中で、健全な財政運営を持続的に進めていくため、①強固な財政基盤の確保、②市税の適正課税、③納税意識の啓発、④市民（納税者）の利便性向上に向けた取組を実施する。

重要度が高い事務事業					
番号	施策番号	細施策番号	事業名	重要度が高いとする理由	事業実施課
1	6	5	令和9年度（2027年度）当初予算編成	社会経済情勢の不確実性が高まる中、「八王子市経営計画」に掲げる重点事業及び経営改革の取組について、状況変化や事業進捗を踏まえ、適宜適切に見直しを行い、行財政運営の持続可能性の確保と市民サービスの向上を実現する予算編成とするため。	財政課
2	6	5	財政フレームの見直し	「八王子市経営計画」に示している財政フレームは、社会経済情勢の変化等に伴い現状との乖離が生じており、将来を見据えた計画的な財政運営に向け、見直しが必要であるため。	財政課
3	6	5	市税総務管理	税データの増減要因等をより精緻に分析し、政策立案の際のエビデンスとして活用することで、より効果・効率的な行財政運営を図る取組であるため。	税制課
4	6	5	財産管理	裁判手続を利用した債権回収や裁判所等への債権申出事務の手法等を統一し、全庁展開することで、内部統制強化を図る取組であるため。	税制課 (債権管理担当)
5	6	5	市税の徴収	職員のノウハウ向上とより効果・効率的な徴収体制へ見直しを行うことで、更なる税負担の公平性の確保と納税意識の啓発を図る取組であるため。	収納課
6	6	5	市税の賦課（住民税課）	適正な課税と業務の効率化、高次元での課税の公平性の確保及び市民（納税者）の利便性向上に資する取組であるため。	住民税課
7	6	5	市税の賦課（資産税課）	適正な課税と業務の効率化、高次元での課税の公平性の確保及び市民（納税者）の利便性向上に資する取組であるため。	資産税課
8					
9					
10					

1	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	令和9年度（2027年度）当初予算編成	
	目標設定にあたって重視した点				経営計画に掲げる重点事業の推進				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	本市の事業執行における計画となる年間総合予算として、当初予算編成を行う。			強固な財政基盤のもと、持続可能な行財政運営ができている。			・令和8年度に策定される「八王子市経営計画（後期計画）」に掲げる重点事業及び経営改革の取組が反映され、持続可能性を確保した予算編成が出来ている。 ・新規・充実事業に関しては、事業の「目的」「目標」「背景」「課題」を明確にし、複数の手法案を検討したうえで最適なものを予算化している。		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
令和5年度（2023年度）からスタートした「八王子未来デザイン2040」の実現に向け、「八王子市経営計画」に掲げる重点事業及び経営改革の取組を確実に予算化する。			令和5年度（2023年度）からスタートした「八王子市経営計画」について、市長公約の取組や社会状況の変化、事業進捗等により乖離が生じているため、見直しが必要である。また、予算要求にあたり、所管課において事業の「目的」「目標」「背景」「課題」を明確にし、複数の手法を検討する考え方の浸透と習慣化が必要である。			令和8年度（2026年度）の「八王子市経営計画（後期計画）」の策定にあわせ、計画に掲げる施策を推進する事業を予算化するとともに、目的・目標を達成した事業に関しては、所管課に対して廃止・再構築を促していく。予算内容を取りまとめ、12月に市長査定を受け、翌年1月の再査定を経て、2月の第1回市議会定例会への上程を目指す。			
2	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	財政フレームの見直し	
	目標設定にあたって重視した点				経営計画に掲げる経営改革の取組の推進				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	人口減少・少子高齢化の進行や、複合化・多様化する社会環境を踏まえ、令和22年度（2040年度）までの財政見通しを作成し、それに応じた予算編成を行うことで、持続可能な行財政運営を確保する。			中長期的な財政見通しのもと、持続可能な行財政運営ができている。			「八王子市経営計画（後期計画）」の策定にあわせ、令和22年度（2040年度）までの財政見通し及び令和12年度（2030年度）までの財政フレームが作成されている。		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
「八王子市経営計画」に示している財政フレームは、国の新たな政策や経済情勢は見込んでいないため、当初予算規模等において大きく乖離した状態となっている。令和8年度（2026年度）で前期計画期間が終了することから、後期計画の策定に向け、財政見直し等を見直すを行う。			「八王子市経営計画」に示している財政フレームは、国の新たな政策や経済情勢は見込んでいないため、当初予算規模等において大きく乖離した状態となっている。令和8年度（2026年度）で前期計画期間が終了することから、後期計画の策定に向け、財政見直し等を見直すを行う。			令和8年度（2026年度）は、「八王子市経営計画」前期計画期間が終了することから、後期計画の策定に向け、最新の情報を基に、令和22年度（2040年度）までの財政見通し及び令和12年度（2030年度）までの財政フレームの作成を行う。			

3	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	市税総務管理	
	目標設定にあたって重視した点		経営計画に掲げる経営改革の取組の推進						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	効果的な施策展開を図るためのエビデンスとするため、市税収入の現状の分析を行う。			八王子市における市税収入の強み弱みが分析できている。八王子市における市税収入の強み弱みが分析できている。八王子市における市税収入の強み弱みが分析できている。			前年度分析した八王子市における税収の特徴を踏まえ、本年度は特に固定資産税における他市との相違点が分析されている。また、経営計画の後期計画の策定に向け、2030年度までの市税収入見込みが作成されている。		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
各税目ごとの経年データなどを作成し、市税白書等に掲載することで、市税収入の経年データを公開している。			人口減少社会を見据え、単なるデータの作成から脱却し、より精緻に分析した税データの増減要因等を政策立案の際のエビデンスとして活用することで、より効果・効率的な行財政運営を行う必要がある。			効果的な施策展開を図るためのエビデンスとするため、八王子市の市税収入について、経年比較や他市比較などの分析を行う。			
4	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	財産管理	
	目標設定にあたって重視した点		組織運営の効率化						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	市民間の負担の公平性及び歳入確保、回収コストの削減			◆全ての債権について、所管が法的手続による債権回収を行い、その取組状況を公表している状態			◆所管が自主的に債権回収に取り組んでいる状態		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
・未収債権（税債権を除く）が増加している ・独力で債権回収が行えていない所管がある ・将来を見据えた高効率な事務が求められている			◆所管における危機意識 ◆所管における債権回収事務の定着			①-1アウトリーチ型実践支援（OJTの実施） ①-2所管では回収困難な事案における外部の力を活用した効果・効率的な取組実施 ①-3所管の取組状況の確認と検証 ②所管における債権回収取組状況を確認できる仕組みの導入			

5	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	市税の徴収	
	目標設定にあたって重視した点		DXの推進又はカーボンニュートラルの達成						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	税負担の公平性を確保するため、賦課決定した市税の徴収を徹底する。			<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度継続して高い収入率の維持に取り組むことで、行政サービスの財源となる市税収入が確実に確保されている。 ・徴収、収納事務のより一層の電子化、業務の担い手の最適化により効率化が図られている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度収入未済額の分析に基づき定める令和8年度の滞納整理方針に基づく取組により、現年度収入率99.9%を維持している。 ・財産調査支援サービス「PiMS」の活用及び預貯金の差押え等の電子化により、事務の効率化が図られている。 ・大学生等を対象とした納税促進の取組が実施されている。 		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納について、督促状発付後、一定期間納付の確認がとれないものは、速やかに滞納処分に入ることによって現年度収入率が100%に近づいている。 ・令和3年度以降、督促状の発付率は8%台であることから自主納付の割合が高くなっている。 ・納期ごとの納付が困難な方に対しては、個々の事情に応じた徴収により税負担の公平性を確保している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった市税の徴収強化 ・市税の徴収等にかかる行政コストの削減 			市税の徴収・収納、督促状・催告書の発付、納税相談、財産の調査・差押え・取立、差押財産の換価等の実施により市税収入を確保する。			
6	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	市税の賦課（住民税課）	
	目標設定にあたって重視した点		既存事業の再構築や事業手法の見直し						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	法令に基づく適正な課税を行い、財源を確保する。			<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正を適切に反映した公平公正な課税・賦課業務を着実に実施するとともに、業務の効率化を図り、市民にとって利用しやすい税申告の環境を整備する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利用しやすい税申告環境の整備 ・電子申告、郵送申告の推奨による課税処理業務の効率化 ・職員の専門性向上、スキルアップによる体制の強化。 ・税制改正や全国標準仕様化への対応等、税システムの効率的かつ適正な稼働。 		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ・地方税及び市条例に基づき、税務システムを活用した市税に関する適正な賦課業務を実施。（個人住民税、法人市民税、軽自動車税及び事業所税） ・当初課税期（2月から5月）に恒常的な時間外勤務が発生している。 ・個人住民税の電子申告の推奨（R8年度申告から） 			<ul style="list-style-type: none"> ・当初課税業務の効率化と年間を通じた業務の平準化 ・電子申告のさらなる推進とデジタルデバインド対策 ・当初課税期における時間外勤務の削減 ・税務システムの標準仕様変更等への確実な適合と安定運営 ・課税の公平性確保（未申告法人・未申告所得者への国税連携を通じた課税の強化） 			<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの安定運用と課税業務の更なる効率化 ・給与支払報告書の電子申告推進に向けた積極的な働き掛け ・法人市民税に関する未申告調査・申告懲憑及び税務署資料調査による未申告法人への課税 ・課税知識・スキルに関する職員の人財育成 ⇒市民に寄り添った対応、税に関する説明力向上 ・市民対応事例のデータベースを作成（個人課税） 			

7	施策番号	6	細施策番号	5	細施策名	健全な財政運営	事業名	市税の賦課（資産税課）
	目標設定にあたって重視した点		既存事業の再構築や事業手法の見直し					
	【目的】		【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	固定資産税・都市計画税の適正な賦課を行い、市税収入の確保を図る		<ul style="list-style-type: none"> 課税の厳格化（課税対象を精緻に把握）と課税の効率化が両立している 小型端末など、デジタル機器を活用した土地、家屋の現地調査により、評価に係る作業時間の縮減が図られている（デジタル（DX）技術の活用） 			<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋の効率的な現況把握のためにデジタル技術が活用されている。 土地、家屋の精緻な評価を行うための近隣政令市との評価内容の差異の分析が進んでいる。 評価替えの準備作業が完了し、国による基準見直しを反映した評価・課税が行われている。 審査申出等に対応できるなど、土地、家屋の評価に関して高い知識を持ち、きめ細かな説明ができる職員の育成が進んでいる。 償却資産について、リース機器に関する申告を踏まえた実態調査により、適正な課税がなされている。 相続人不存在調査により、売却が見込める物件の相続財産清算人選任申立てが整っている。 		
【現状】		【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ① 近隣中核市と比較し、適正な体制について更なる検討が必要である ② 登記が表題部のみなど、課税客体の把握が困難な物件が存在する ③ 土地、家屋の評価に関する高い知識と専門性が必要である ④ 相続人がいない固定資産が存在する ⑤ 償却資産について、リース活用に関する事業者の申告状況把握 		<ul style="list-style-type: none"> ① 課税事務の更なる効率化に向けた体制づくりとデジタル技術の活用。 ② 課税対象を精緻に把握でき、高い評価知識を身に付けられる組織的な人材育成。 ③ 現所有者課税や課税が容易でない物件への対応。 ④ 償却資産の申告を踏まえた現況調査による課税客体の適正な把握 			<ul style="list-style-type: none"> 取組①課税コストの縮減（効率化）を図るため、デジタル技術の活用を図り人材育成により評価レベルを維持できる体制を整える 取組②評価替え業務への対応、評価知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ・R9評価替えに向けた路線価約19,000本の適正な比準価格の確認 ・評価替えに伴う見直し基準への適切な対応 ・土地、家屋の評価に関して高度な知識を持ち、評価替え事務や所有者へのきめ細かな説明ができる職員の計画的な育成 取組③課税が容易でない物件への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・売却が見込める物件について相続財産清算人選任申立てを実施する 取組④償却資産では製造業種へのリース活用の可否の調査を実施する 			